

長崎労働局発表
令和3年3月26日（金）

担 当	長崎労働局労働基準部健康安全課 課長 中里 晋 課長補佐 古川 寿満 電話 095-801-0032
--------	---

登録教習機関に対する改善命令の行政処分について

長崎労働局（局長 瀧ヶ平 仁）は、令和3年3月24日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長崎県支部（支部長 石川 純一）に対して、下記のとおり、フォークリフト運転技能講習にかかる改善命令を行いました。

記

1 処分対象者

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長崎県支部

代表者 支部長 石川 純一

所在地 長崎県諫早市永昌町10-8-202

登録番号 第8号

登録している技能講習の種類

- ・フォークリフト運転
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転

2 処分の内容

労働安全衛生法第52条に基づく改善命令

改善命令の内容

- ① 不正行為により学科試験合格となった者の技能講習修了証は無効となることから、同人らに速やかに通知を行い、同修了証の回収を確実に行うこと
- ② ①の者らに対する補講を確実に実施すること
- ③ 再発防止対策を講じること
- ④ 登録教習機関として、公正な技能講習を行うための体制の整備と監査体制の整備を行うこと

3 処分を行った日

令和3年3月24日

4 根拠となった法令の条項

労働安全衛生法第 52 条の 2

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が第 47 条の規定に違反していると認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

※同法第 77 条第 3 項により

「厚生労働大臣」は「都道府県労働局長」と、「第 47 条」は「第 77 条第 6 項又は第 7 項」と「製造時等検査」は「登録教習機関」と読み替える。

労働安全衛生法第 77 条第 7 項

登録教習機関は、公正に、かつ、第 75 条第 5 項又は前条第 3 項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

5 処分の原因となった事実

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに実施したフォークリフト運転技能講習において、学科講習の修了試験における不合格者の点数を改ざんし、合格としていたこと。

6 参考事項

- (1) 第三者から「平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間、フォークリフト運転技能講習において、学科講習の修了試験不合格者の点数を改ざんし合格としている。」との情報が寄せられ、調査を行った結果、上記 5 の事実が確認された。
なお、平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月に実施したフォークリフト運転技能講習の学科講習の修了試験の解答用紙は廃棄されていたため、同期間の不正行為の確認はできなかった。
- (2) 長崎労働局としては、今後、所管する登録教習機関に対する監査においては、修了試験の不正が行われていないか、今まで以上に厳しくチェックすることとしている。
- (3) 本件については、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長崎県支部のホームページにも掲載される。